

村内在住の事業者等の皆さんへ

赤村事業者支援金について(簡易版)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している村内在住の事業者等に対して、事業の継続を支援するために支援金を交付します。

- 1 対象者…次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。
 - (1) 確定申告または村民税・県民税の申告を行っていること。
 - (2) 事業者の代表者の住所地または事業所本店所在地が赤村であること。
 - (3) 令和元年以前から事業収入または花卉による農業収入を得ていること。
 - (4) 今後も事業を継続する意思があること。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月から令和2年11月までのひと月の売上げが前年同月比で20%以上減少していること。
 - (6) 年間事業収入または花卉による農業収入が50万円以上であること。
 - (7) 不交付要件に該当しないこと。

- 2 交付額…1事業者あたり10万円(※交付は1回限り。)
- ※ 申請内容に虚偽が判明した場合など、支援金の返還を命じることがあります。

- 3 不交付要件…村税等の滞納がある方など、交付要領で不交付要件に定める事業者は支援金の交付対象となりません。

- 4 申請方法…商工会へ電話予約のうえ、商工会の受付窓口にお越しください。

- 5 提出書類…申請書、誓約書、裏面に記載の書類を各1部商工会へご提出ください。

- 6 申請受付期間…令和2年7月1日(水)から令和2年12月28日(月)まで

- 7 交付方法…振込みにより交付いたします。

- 8 お問合せ
 - (1) 赤村商工会(0947-62-3333)
 - (2) 赤村役場産業建設課産業振興係(0947-62-3000(内線 311))

